

輸出用酒類の放射能分析について

酒類を輸出するに当たり、輸出先国（輸出先地域を含みます。以下同じ。）から、当該酒類が輸出先国の定める上限値を超える放射性物質を含まないことを証明する証明書の添付が求められている場合について、国税局で分析を実施します。

（注）我が国政府と輸出先国政府との協議の結果、証明書の様式等について調整済みとなっているものに限ります。

1 国税局が行う分析

(1) 分析対象

輸出先国が定める都道府県で製造され、当該輸出先国に輸出する目的をもって容器に充填・密封された酒類とします。

(2) 分析方法等

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成14年3月厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課）に定める「NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる放射性ヨウ素の測定法」に準じ、酒類中のガンマ線放射能の有無を判定します（1次分析）。

本分析を実施した結果、「不検出」と判定することが困難であったものについては、独立行政法人酒類総合研究所に試料を引き継ぎ、「食品中の放射性物質の試験法について」（平成24年3月厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）又は「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に定める「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」に従い、ヨウ素、セシウムごとの放射線量の分析（「核種分析」といいます。）を行います（2次分析）。

ただし、輸出先国が定める分析要件によっては、1次分析を省略し直接2次分析を実施する場合があります。

(3) 分析結果の通知

分析結果は、別紙1-1又は別紙1-2「酒類の分析報告書 (Analytical Report of Alcohol Beverage)」のとおり、輸出証明書とともに通知します。

（注）輸出先が定める分析要件に従い、別紙1-1又は別紙1-2のいずれかの「酒類の分析報告書」を発行します。

2 分析に必要な書類及び試料

(1) 書類

イ 別紙2「分析試料明細書」

ロ 酒類の詰口年月日を確認することができる書類（詰口帳等の写し等）

ハ 分析を受ける試料について、その受払いを確認することができる書類（容器別受払帳の写し等）

(2) 試料

証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が2リットル以上

(注) 例えば、同一の詰口作業により720mlビン、500mlビン及び350ml缶に酒類を充填・密封した場合、1つの容量の容器に充填・密封した酒類について分析を受けることにより、すべての容量の容器に充填・密封した酒類について分析報告書の発行が可能です。

3 必要書類及び試料の送付方法等

国税局での分析を依頼する方は、まず国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）に連絡の上、以下の手続に従ってください。

(1) 書類の提出

試料の送付に先立ち、「分析試料明細書」及び2(1)ロを製造場等の所在地を所管する広域運営中心署を通じて国税局酒税課へ提出してください（所管の国税局酒税課へ直接提出いただいても構いません。）。

このとき、「分析試料明細書」の写しを必ず控えてください。

なお、「酒類の分析報告書」は「分析試料明細書」の記載を元に作成しますので、輸出申請書その他の書類と記載内容に相違がないよう留意願います。

(2) 試料の準備

証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量2リットル以上の本数を送付いただくことになります。

先ほど控えた「分析試料明細書」の写しをもとに、必要事項を記入した別紙3「試料送付票」を作成し、全ての容器に貼付します。「分析試料明細書」の写し及び「試料送付票」の記載内容と、容器の中身が異なることのないよう、十分に注意してください。

なお、国税局酒税課から連絡があるまでは、試料の送付は行わないでください。

(3) 試料の送付

国税局酒税課からの連絡があってから、試料、「分析試料明細書」の写し及び2(1)ハを以下のあて先に送付してください。

(注1) 試料の送付先については、測定機器の導入状況によって今後変わりうることをご了解ください。

(注2) 試料を送付する外箱の上面に「分析試料在中」と朱書きしてください。

(注3) 送料はご負担願います。

(注4) 送付する試料については酒税の課税対象となることに留意してください。

イ 1次分析を省略しない場合

仙台国税局鑑定官室

〒980-8430 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎

TEL 022-263-1111 (代表)

ロ 1次分析を省略する場合

(独) 酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 1階分析室 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-7-1 TEL 082-420-0800 (代表)
--

(注) 1次分析を省略するかどうかは、輸出先が定める分析要件によります。国税局酒税課からの連絡に従ってください。

- 4 国税局で既に分析を受けた酒類に係る「酒類の分析報告書」の再発行について
国税局で既に分析を受けた酒類について、輸出証明のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合は、上記2及び3によらず、まず国税局酒税課に連絡の上、「分析試料明細書」を製造場等の所在地を所管する広域運営中心署を通じて国税局酒税課へ提出してください(所管の国税局酒税課へ直接提出いただいても構いません)。
このとき、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号を転記してください。

5 その他

証明書の発行を申請するにあたり、以下の点についてご了承ください。

- (1) 申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、酒類の安全性の確保などのため、他の試料を優先的に分析する場合があります。
- (2) 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。